

○流山市章の使用に関する規則

平成17年1月19日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市章（以下「市章」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の要件)

第2条 市章の使用は、その内容が公共性、公益性があり、かつ営利を目的としないものであって、市章としての尊厳を損なうことのないものについて認めるものとする。

(申出)

第3条 市章を使用しようとするものは、流山市章使用承認申出書（別記第1号様式）により市長に申し出なければならない。ただし、市が使用する場合にあっては、その申出を要しない。

(承認)

第4条 市長は、前条の申出を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を流山市章使用承認・不承認決定通知書（別記第2号様式）により当該申出に係るものに通知するものとする。

(承認の消滅)

第5条 前条の規定による承認は、次の各号のいずれかに該当する日をもって消滅するものとする。

- (1) 使用期間が満了したとき。
- (2) 使用期間内において、その使用目的が消滅したとき。
- (3) 使用者が死亡したとき又は使用団体が解散したとき。

(使用終了の届出)

第6条 第4条の規定により承認を受けたもの又はその相続人は、前条第2号又は第3号に該当したときは、流山市章使用終了届（別記第3号様式）により届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 承認を受けた使用目的等以外に使用したとき。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

流山市長 様

住所（所在地）

申出者 氏名（団体名・代表者名）

④

電話

流山市章使用承認申出書

市章の使用の承認を受けたいので、流山市章の使用に関する規則第3条の規定により、下記のとおり申出します。

記

- 1 使用目的

- 2 使用するもの

- 3 使用数量

- 4 使用する市章の大きさ（寸法を記載すること。）

- 5 使用期間

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

流山市長 印

流山市章使用承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申出のあった市章の使用については、流山市章の使用に関する規則第4条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

通知区分	承認 ・ 不承認
承認の条件又は不承認の理由	

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

流山市長 様

住所（所在地）

申出者 氏名（団体名・代表者名）

㊦

電話

流山市章使用終了届

市章の使用が終了したので、流山市章の使用に関する規則第6条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

- 1 使用終了年月日
- 2 終了の理由